

【新旧対照表】

下線部分が変更箇所になります。

頁	項目名	変更後	変更前																		
35	V 新市の施策 2 快適で賑わいのあるまちづくり	(2)魅力ある拠点づくりの推進 ■主な事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>主要事業</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">タウンセンターの整備</td> <td>総合文化保健福祉施設整備事業</td> <td>ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備（吉田町）</td> </tr> <tr> <td>第1庁舎整備事業</td> <td>庁舎の耐震調査、施設改修</td> </tr> <tr> <td>第2庁舎整備事業</td> <td>吉田町庁舎の整備拡充</td> </tr> </tbody> </table>	施策	主要事業	事業概要	タウンセンターの整備	総合文化保健福祉施設整備事業	ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備（吉田町）	第1庁舎整備事業	庁舎の耐震調査、施設改修	第2庁舎整備事業	吉田町庁舎の整備拡充	(2)魅力ある拠点づくりの推進 ■主な事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>主要事業</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">タウンセンターの整備</td> <td>総合文化保健福祉施設整備事業</td> <td>ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備（吉田町）</td> </tr> <tr> <td>第2庁舎整備事業</td> <td>吉田町庁舎の整備拡充</td> </tr> </tbody> </table>	施策	主要事業	事業概要	タウンセンターの整備	総合文化保健福祉施設整備事業	ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備（吉田町）	第2庁舎整備事業	吉田町庁舎の整備拡充
施策	主要事業	事業概要																			
タウンセンターの整備	総合文化保健福祉施設整備事業	ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備（吉田町）																			
	第1庁舎整備事業	庁舎の耐震調査、施設改修																			
	第2庁舎整備事業	吉田町庁舎の整備拡充																			
施策	主要事業	事業概要																			
タウンセンターの整備	総合文化保健福祉施設整備事業	ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備（吉田町）																			
	第2庁舎整備事業	吉田町庁舎の整備拡充																			
48	V 新市の施策 4 人と環境にやさしいまちづくり	(4)子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり ②子育て支援の充実 少子化に対応し、安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長する地域社会を形成していくため、保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、 <u>老朽化した保育園の建替えや整備改修</u> など安全で質の高い保育条件・環境の確保を進め、整備水準の均衡を図ります。 また、子育て支援センターを設置するなど子育てを社会全体で総合的に支援する体制の充実を図るとともに、児童館・児童クラブの公園広場など児童の育成環境の整備を図ります。 なお、母子家庭等については、子育て支援や就労支援などの総合的な施策を推進します。	(4)子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり ②子育て支援の充実 少子化に対応し、安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長する地域社会を形成していくため、保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、 <u>保育園の整備改修</u> など安全で質の高い保育条件・環境の確保を進め、整備水準の均衡を図ります。 また、子育て支援センターを設置するなど子育てを社会全体で総合的に支援する体制の充実を図るとともに、児童館・児童クラブの公園広場など児童の育成環境の整備を図ります。 なお、母子家庭等については、子育て支援や就労支援などの総合的な施策を推進します。																		
49		■主な事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>主要事業</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">子育て支援の充実</td> <td>こばと園整備事業</td> <td>こばと園園舎の整備（向原町）</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>認定こども園園舎の整備（甲田町）</td> </tr> <tr> <td>保育体制充実事業</td> <td>保育事業の充実（保育時間の延長、乳幼児保育・病後児保育・障害児保育・一時保育の拡充）</td> </tr> </tbody> </table>	施策	主要事業	事業概要	子育て支援の充実	こばと園整備事業	こばと園園舎の整備（向原町）	認定こども園	認定こども園園舎の整備（甲田町）	保育体制充実事業	保育事業の充実（保育時間の延長、乳幼児保育・病後児保育・障害児保育・一時保育の拡充）	■主な事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>主要事業</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子育て支援の充実</td> <td>こばと園整備事業</td> <td>こばと園園舎の整備（向原町）</td> </tr> <tr> <td>保育体制充実事業</td> <td>保育事業の充実（保育時間の延長、乳幼児保育・病後児保育・障害児保育・一時保育の拡充）</td> </tr> </tbody> </table>	施策	主要事業	事業概要	子育て支援の充実	こばと園整備事業	こばと園園舎の整備（向原町）	保育体制充実事業	保育事業の充実（保育時間の延長、乳幼児保育・病後児保育・障害児保育・一時保育の拡充）
施策	主要事業	事業概要																			
子育て支援の充実	こばと園整備事業	こばと園園舎の整備（向原町）																			
	認定こども園	認定こども園園舎の整備（甲田町）																			
	保育体制充実事業	保育事業の充実（保育時間の延長、乳幼児保育・病後児保育・障害児保育・一時保育の拡充）																			
施策	主要事業	事業概要																			
子育て支援の充実	こばと園整備事業	こばと園園舎の整備（向原町）																			
	保育体制充実事業	保育事業の充実（保育時間の延長、乳幼児保育・病後児保育・障害児保育・一時保育の拡充）																			

59	VII 公共施設の 統合整備	<p>公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実状や市域全体のバランス、財政状況等を考慮しながら、逐次、総合整備を検討していきます。</p> <p>統合整備の検討にあたっては、行財政の効率化を基本としながら、既存公共施設の整備・配置状況や利用状況を踏まえ、公共施設の有効・相互利用を総合的に勘案し、住民の利用利便性や住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。</p> <p>なお、新市の庁舎については、吉田町役場を第1庁舎として活用し、不足する施設面積については、第2庁舎を建設し、確保するものとします。<u>また、第1庁舎は耐震調査を行い、必要に応じて施設改修を行い、施設の有効な活用を推進します。</u></p> <p>合併に伴い支所となる5町の旧役場については、住民に身近な行政サービス提供施設として、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、適正な組織の維持、人員の配置を図るとともに、本庁と支所とを結ぶ情報ネットワークの形成などを必要な機能の整備を図ります。</p> <p>また、住民の多様な地域活動の拠点として機能するよう、旧役場の改修整備を進め、施設の有効な活用を推進します。</p> <p>さらに、小学校の統合による空施設を住民活動の拠点施設として整備活用するとともに、施設の老朽化や近代化に対応し、葬斎場の統合整備を図ります。</p>	<p>公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実状や市域全体のバランス、財政状況等を考慮しながら、逐次、総合整備を検討していきます。</p> <p>統合整備の検討にあたっては、行財政の効率化を基本としながら、既存公共施設の整備・配置状況や利用状況を踏まえ、公共施設の有効・相互利用を総合的に勘案し、住民の利用利便性や住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。</p> <p>なお、新市の庁舎については、吉田町役場を活用し、不足する施設面積については、第2庁舎を建設し、確保するものとします。</p> <p>合併に伴い支所となる5町の旧役場については、住民に身近な行政サービス提供施設として、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、適正な組織の維持、人員の配置を図るとともに、本庁と支所とを結ぶ情報ネットワークの形成などを必要な機能の整備を図ります。</p> <p>また、住民の多様な地域活動の拠点として機能するよう、旧役場の改修整備を進め、施設の有効な活用を推進します。</p> <p>さらに、小学校の統合による空施設を住民活動の拠点施設として整備活用するとともに、施設の老朽化や近代化に対応し、葬斎場の統合整備を図ります。</p>
61	VIII 財政計画 1 前提条件 2 歳入	<p>新市における財政推計は、2004（平成16）年度から2018（平成30）年度までの15ヵ年間に ついて、歳入・歳出の項目ごとに、現況及び過去の実績や今後の経済情勢などを勘案しながら 普通会計ベースで推計し、作成したものです。なお、特別会計分の経費については、普通会計 の繰出金とし計上しています。</p> <p>また、2014（平成26）年度から普通交付税算定の特例が段階的に終了し、相当の歳入減が見 込まれることから、計画後半はそのことに留意し策定しています。</p> <p>(1) 地方税</p> <p>個人市民税については、労働人口の減少が見込まれますが、<u>まち・ひと・しごと総合戦略の 目標人口を達成する形で織り込み、固定資産税については、2015（平成27）年度の評価替えて 減額となった額を基準に見込んで算定しています。</u></p> <p>(2) 地方譲与税及び交付金</p> <p>地方譲与税については、消費税率の変更に伴い地方配分額が2014（平成26）年4月から1.0% を1.7%に変更されたことを反映して算定しています。</p> <p>(3) 地方交付税</p> <p>普通交付税については、普通交付税の算定の特例(合併算定替)により算定しています。但し、 今後予測される交付税全般の制度見直しを考慮し、減額を見込んで算定しています。</p> <p>特別交付税については、<u>2015（平成27）年度までの実績を参考にして算定しています。</u></p>	<p>新市における財政推計は、2004（平成16）年度から2018（平成30）年度までの15ヵ年間に ついて、歳入・歳出の項目ごとに、現況及び過去の実績や今後の経済情勢などを勘案しながら 普通会計ベースで推計し、作成したものです。なお、特別会計分の経費については、普通会計 の繰出金とし計上しています。</p> <p>また、2014（平成26）年度から普通交付税算定の特例が段階的に終了し、相当の歳入減が見 込まれることから、計画後半はそのことに留意し策定しています。</p> <p>(1) 地方税</p> <p>個人市民税については、労働人口の減少が見込まれるため、<u>国立社会保障・人口問題研究所 (以下「人口研究所」という。)が予想する15-64歳人口の推移と同様に漸減すると見込み、 固定資産税については、2012（平成24）年に行った評価替えにより減額となった率で2015（平 成27）年度及び2017（平成29）年度の評価替えでも減額となると見込んで算定しています。</u></p> <p>(2) 地方譲与税及び交付金</p> <p>地方譲与税については、消費税率の変更に伴い地方配分額が2014（平成26）年4月から1.0% を1.7%に、<u>2015（平成27）年10月から1.7%を2.2%に変更されると見込んで算定しています。</u></p> <p>(3) 地方交付税</p> <p>普通交付税については、普通交付税の算定の特例(合併算定替)により算定しています。但し、 今後予測される交付税全般の制度見直しを考慮し、減額を見込んで算定しています。<u>また、人 口研究所が予想する国勢調査人口の推移に伴って人口減による影響も考慮しています。</u></p> <p>特別交付税については、<u>2012（平成24）年度までの実績を参考にして算定しています。</u></p>

		<p>(4) 国庫支出金、県支出金</p> <p>国庫支出金及び県支出金のうち、建設事業に係るものは、新市建設計画に計上した事業に見合う補助金額を見込み、その他の事業に係る補助金は、<u>2016（平成 28）年度予算額をベースに推計しています。</u></p> <p>(5) 地方債</p> <p>地方債については、新市建設計画における主要事業の実施に伴い、合併特例債等有利な起債を活用して算定しています。</p> <p>(6) 使用料</p> <p><u>使用料については、上下水道、公共施設の受益者負担の適正化を図ることを見込んで算定しています。</u></p>	<p>(4) 国庫支出金、県支出金</p> <p>国庫支出金及び県支出金のうち、建設事業に係るものは、新市建設計画に計上した事業に見合う補助金額を見込み、その他の事業に係る補助金は、<u>2013（平成 25）年度予算額をベースに推計しています。</u></p> <p>(5) 地方債</p> <p>地方債については、新市建設計画における主要事業の実施に伴い、合併特例債等有利な起債を活用して算定しています。</p>
62	3 歳出	<p>(1) 人件費</p> <p>人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の人件費削減と、退職者の再任用を見込んで算定しています。</p> <p>(2) 物件費</p> <p>物件費については、施設の統廃合、事務事業の見直し等によるスリム化を織り込んで算定しています。</p> <p>(3) 扶助費</p> <p>扶助費については、高齢化率が上昇することから、<u>高い水準で推移すると見込んで算定しています。</u></p> <p>(4) 補助費等</p> <p>補助費等については、費用対効果の検証等の見直しにより削減を織り込んで算定しています。</p> <p>(5) 公債費</p> <p>公債費については、<u>2015（平成 27）年度までの地方債償還見込額に 2016（平成 28）年度以降の新市建設計画における主要事業の実施等に伴う新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。</u></p> <p><u>また、将来負担の軽減のため、繰上償還を積極的に行うこととしています。</u></p> <p>(6) 繰出金</p> <p>繰出金については、国民健康保険特別会計・老人保健特別会計などは保険料の見直し等を織り込んで推計し、水道事業・下水道事業等の建設事業を伴うものは、それぞれ積上げし算定し</p>	<p>(1) 人件費</p> <p>人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の人件費削減と、退職者の再任用を見込んで算定しています。</p> <p>(2) 物件費</p> <p>物件費については、施設の統廃合、事務事業の見直し等によるスリム化を織り込んで算定しています。</p> <p>(3) 扶助費</p> <p>扶助費については、高齢化率が上昇する<u>一方で人口研究所が予想する人口減の影響により、2013（平成 25）年度以降漸減すると見込んで算定しています。</u></p> <p>(4) 補助費等</p> <p>補助費等については、費用対効果の検証等の見直しにより削減を織り込んで算定しています。</p> <p>(5) 公債費</p> <p>公債費については、<u>2012（平成 24）年度までの地方債償還見込額に 2013（平成 25）年度以降の新市建設計画における主要事業の実施等に伴う新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。</u></p> <p>(6) 繰出金</p> <p>繰出金については、国民健康保険特別会計・老人保健特別会計などは保険料の見直し等を織り込んで推計し、水道事業・下水道事業等の建設事業を伴うものは、それぞれ積上げし算定し</p>

ています。

(7) 投資的経費

投資的経費については、新市建設計画における主要事業に係る普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んで算定しています。

ています。

(7) 投資的経費

投資的経費については、新市建設計画における主要事業に係る普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んで算定しています。

63

○歳入

(単位：百万円)

区 分		2004年度 (平成16)	2005年度 (平成17)	2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)
狭義一般財源	地方税	3,307	3,348	3,392	3,704
	地方譲与税	320	389	517	269
	普通交付税	8,106	8,341	8,310	8,084
	特別交付税	895	849	811	720
	小 計	12,628	12,927	13,030	12,777
交付金	交 付 金	372	508	242	222
	合併推進交付金	300	150	400	350
	小 計	672	658	642	572
分担金・負担金		157	155	167	170
使用料・手数料		650	620	541	482
国庫支出金		1,639	1,298	1,179	1,240
都道府県支出金		1,937	2,184	1,998	1,618
財 産 収 入		43	29	28	98
寄 附 金		-	-	14	4
繰 入 金		988	596	840	550
繰 越 金		598	252	454	214
諸 収 入		346	262	238	583
そ の 他		-	-	-	-
地 方 債		5,647	3,195	3,053	3,100
合 計		25,305	22,176	22,184	21,408

○歳入

(単位：百万円)

区 分		2004年度 (平成16)	2005年度 (平成17)	2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)
狭義一般財源	地方税	3,307	3,348	3,392	3,704
	地方譲与税	320	389	517	269
	普通交付税	8,106	8,341	8,310	8,084
	特別交付税	895	849	811	720
	小 計	12,628	12,927	13,030	12,777
交付金	交 付 金	372	508	242	222
	合併推進交付金	300	150	400	350
	小 計	672	658	642	572
分担金・負担金		157	155	167	170
使用料・手数料		650	620	541	482
国庫支出金		1,639	1,298	1,179	1,240
都道府県支出金		1,937	2,184	1,998	1,618
財 産 収 入		43	29	28	98
寄 附 金		-	-	14	4
繰 入 金		988	596	840	550
繰 越 金		598	252	454	214
諸 収 入		346	262	238	583
そ の 他		-	-	-	-
地 方 債		5,647	3,195	3,053	3,100
合 計		25,305	22,176	22,184	21,408

2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)
3,684	3,497	3,414	3,353	3,379	<u>3,395</u>
257	243	235	229	214	<u>204</u>
8,581	8,756	9,437	9,627	9,603	<u>9,402</u>
771	801	838	855	825	<u>790</u>
13,293	13,297	13,924	14,064	14,021	<u>13,791</u>
528	499	497	468	428	<u>438</u>
-	-	-	-	-	-
528	499	497	468	428	<u>438</u>
161	161	200	216	195	<u>164</u>
484	467	510	509	506	<u>489</u>
1,570	2,954	3,695	2,088	2,424	<u>1,816</u>
1,339	1,604	1,798	1,707	1,674	<u>1,722</u>
35	56	71	44	91	<u>99</u>
1	8	5	2	4	<u>5</u>
264	393	281	79	167	<u>308</u>
152	247	298	533	470	<u>471</u>
234	242	258	319	287	<u>198</u>
-	-	-	-	-	-
1,330	1,595	3,928	2,416	6,022	<u>3,422</u>
19,391	21,523	25,465	22,445	26,289	<u>22,923</u>

2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)
3,684	3,497	3,414	3,353	3,379	<u>3,299</u>
257	243	235	229	214	<u>206</u>
8,581	8,756	9,437	9,627	9,603	<u>9,429</u>
771	801	838	855	825	<u>655</u>
13,293	13,297	13,924	14,064	14,021	<u>13,589</u>
528	499	497	468	428	<u>416</u>
-	-	-	-	-	-
528	499	497	468	428	<u>416</u>
161	161	200	216	195	<u>163</u>
484	467	510	509	506	<u>478</u>
1,570	2,954	3,695	2,088	2,424	<u>1,847</u>
1,339	1,604	1,798	1,707	1,674	<u>1,754</u>
35	56	71	44	91	<u>148</u>
1	8	5	2	4	-
264	393	281	79	167	<u>52</u>
152	247	298	533	470	<u>214</u>
234	242	258	319	287	<u>224</u>
-	-	-	-	-	-
1,330	1,595	3,928	2,416	6,022	<u>3,667</u>
19,391	21,523	25,465	22,445	26,289	<u>22,552</u>

64	2014年度(平成26) ~ 2018年度(平成30) 合計						2014年度(平成26) ~ 2018年度(平成30) 合計					
	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	合計	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	合計
	3,420	3,357	3,396	3,369	3,355	51,370	3,282	3,164	3,148	3,132	3,022	50,125
	194	202	198	198	198	3,867	206	206	206	206	206	3,909
	9,109	8,481	8,468	8,177	7,900	130,382	8,814	8,363	7,483	6,751	6,585	126,270
	794	773	750	750	750	11,972	750	750	750	750	750	11,770
	13,517	12,813	12,812	12,494	12,203	197,591	13,052	12,483	11,587	10,839	10,563	192,074
	472	745	707	707	707	7,540	618	690	762	762	762	7,774
	-	-	-	-	-	1,200	-	-	-	-	-	1,200
	472	745	707	707	707	8,740	618	690	762	762	762	8,974
	196	239	147	145	149	2,622	171	177	217	236	161	2,707
	464	428	418	418	424	7,410	478	478	478	478	478	7,637
	1,709	1,726	2,027	2,052	2,037	29,454	1,761	1,932	1,530	1,526	1,352	28,035
	1,580	1,589	1,397	1,483	1,445	25,075	1,711	1,710	1,613	1,596	1,642	25,885
	150	140	124	124	124	1,256	108	108	108	108	108	1,183
	3	6	19	40	40	151	-	-	-	-	-	38
	315	303	400	707	332	6,523	418	52	52	379	423	5,534
	336	282	343	-	-	4,650	-	-	-	-	-	3,432
	233	212	207	213	214	4,046	225	226	230	235	231	4,140
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2,161	1,367	1,758	2,358	2,621	43,973	2,219	2,199	1,779	1,484	1,688	43,322
	21,136	19,850	20,359	20,741	20,296	331,491	20,761	20,055	18,356	17,643	17,408	322,961

65	○歳出 (単位：百万円)						○歳出 (単位：百万円)					
	区分		2004年度 (平成16)	2005年度 (平成17)	2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)	区分		2004年度 (平成16)	2005年度 (平成17)	2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)
	義務的 経費	人件費	4,655	4,412	4,336	4,124	義務的 経費	人件費	4,655	4,412	4,336	4,124
		扶助費	1,597	1,628	1,644	1,729		扶助費	1,597	1,628	1,644	1,729
		公債費	3,878	3,929	3,980	3,881		公債費	3,878	3,929	3,980	3,881
		小計	10,130	9,969	9,960	9,734		小計	10,130	9,969	9,960	9,734
	物件費		3,025	3,042	2,752	2,780	物件費		3,025	3,042	2,752	2,780
	維持補修費		196	206	208	197	維持補修費		196	206	208	197
	補助費等		1,759	1,682	1,636	1,649	補助費等		1,759	1,682	1,636	1,649
	その他		6,376	2,676	2,872	2,827	その他		6,376	2,676	2,872	2,827
	投資的経費		3,353	3,938	4,442	3,920	投資的経費		3,353	3,938	4,442	3,920
	合計		24,839	21,513	21,870	21,107	合計		24,839	21,513	21,870	21,107

2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)
4,131	4,194	4,217	4,384	4,190	<u>3,941</u>
1,752	1,865	2,201	2,333	2,297	<u>2,266</u>
4,090	4,151	3,771	3,667	3,542	<u>3,786</u>
9,973	10,210	10,189	10,384	10,029	<u>9,993</u>
2,602	2,794	2,751	2,974	2,981	<u>2,979</u>
188	281	165	199	115	<u>129</u>
1,623	2,393	1,897	1,679	1,614	<u>1,645</u>
2,908	3,027	3,221	3,316	3,720	<u>3,673</u>
1,651	2,369	6,359	3,074	6,958	<u>3,769</u>
18,945	21,074	24,582	21,626	25,417	<u>22,188</u>

2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)
4,131	4,194	4,217	4,384	4,190	<u>4,296</u>
1,752	1,865	2,201	2,333	2,297	<u>2,322</u>
4,090	4,151	3,771	3,667	3,542	<u>3,465</u>
9,973	10,210	10,189	10,384	10,029	<u>10,083</u>
2,602	2,794	2,751	2,974	2,981	<u>3,302</u>
188	281	165	199	115	<u>120</u>
1,623	2,393	1,897	1,679	1,614	<u>2,024</u>
2,908	3,027	3,221	3,316	3,720	<u>3,303</u>
1,651	2,369	6,359	3,074	6,958	<u>3,720</u>
18,945	21,074	24,582	21,626	25,417	<u>22,552</u>

66

2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	合 計
<u>3,985</u>	<u>3,893</u>	<u>3,920</u>	<u>3,873</u>	<u>3,793</u>	<u>62,048</u>
<u>2,479</u>	<u>2,510</u>	<u>2,806</u>	<u>2,516</u>	<u>2,517</u>	<u>32,140</u>
<u>3,770</u>	<u>3,284</u>	<u>3,507</u>	<u>3,725</u>	<u>3,715</u>	<u>56,676</u>
<u>10,234</u>	<u>9,687</u>	<u>10,233</u>	<u>10,114</u>	<u>10,025</u>	<u>150,864</u>
<u>3,108</u>	<u>3,189</u>	<u>3,291</u>	<u>3,232</u>	<u>3,133</u>	<u>44,633</u>
<u>205</u>	<u>200</u>	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>2,916</u>
<u>1,688</u>	<u>1,647</u>	<u>1,466</u>	<u>1,884</u>	<u>1,545</u>	<u>25,807</u>
<u>3,188</u>	<u>3,230</u>	<u>3,326</u>	<u>2,799</u>	<u>2,683</u>	<u>49,842</u>
<u>1,932</u>	<u>1,261</u>	<u>1,834</u>	<u>2,503</u>	<u>2,701</u>	<u>50,064</u>
<u>20,355</u>	<u>19,214</u>	<u>20,359</u>	<u>20,741</u>	<u>20,296</u>	<u>324,126</u>

2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	合 計
<u>4,193</u>	<u>4,143</u>	<u>4,058</u>	<u>4,054</u>	<u>3,985</u>	<u>63,372</u>
<u>2,318</u>	<u>2,313</u>	<u>2,309</u>	<u>2,304</u>	<u>2,297</u>	<u>30,909</u>
<u>3,786</u>	<u>3,231</u>	<u>3,466</u>	<u>3,527</u>	<u>3,456</u>	<u>55,820</u>
<u>10,297</u>	<u>9,687</u>	<u>9,833</u>	<u>9,885</u>	<u>9,738</u>	<u>150,101</u>
<u>3,005</u>	<u>3,317</u>	<u>2,879</u>	<u>2,800</u>	<u>2,823</u>	<u>43,827</u>
<u>141</u>	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>2,580</u>
<u>1,681</u>	<u>1,581</u>	<u>1,312</u>	<u>1,546</u>	<u>1,490</u>	<u>25,566</u>
<u>3,578</u>	<u>3,228</u>	<u>3,111</u>	<u>2,520</u>	<u>2,463</u>	<u>49,146</u>
<u>2,059</u>	<u>2,101</u>	<u>1,080</u>	<u>751</u>	<u>753</u>	<u>46,528</u>
<u>20,761</u>	<u>20,055</u>	<u>18,356</u>	<u>17,643</u>	<u>17,408</u>	<u>317,748</u>